

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

個人防護具セット 14,000セット

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成27年3月12日(木)

(4) 納入場所

埼玉県保健医療部疾病対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 廣瀬 電話048-830-5778(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月3日(水)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月2日(火)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月3日(水)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成26年9月3日(水)午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年8月11日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年7月22日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

14,000sets Personal protective equipment

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

Date/Time: Wednesday, September 3, 2014, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Tuesday September
2, 2014

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Wednesday September 3, 2014

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

平成二十六年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本カウンセリング文化普及協会

三 代表者の氏名

上 野 浩 二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市青木三丁目二十一番十四号内田レジデンス一〇三号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、広く一般市民に対して、日常レベルでの「心の健康問題・ストレス」を考え、学び、協力し合える場を提供する。専門家だけではなく、誰もが必要とする「心の知識・接し方・セルフケア」などのカウンセリング文化を広く一般に普及・啓発することを目的とする。また、高齢者社会における高齢者介護事業を通して心のケアをするものとする。

（変更後）この法人は、広く一般市民に対して、日常レベルでの「心の健康問題・ストレス」を考え、学び、協力し合える場を提供する。専門家だけではなく、誰もが必要とする「心の知識・接し方・セルフケア」などのカウンセリング文化を広く一般に普及・啓発することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際ボンディング協会

三 代表者の氏名

鮫 島 浩 二

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都昭島市朝日町三丁目六番一号

（変更後）埼玉県熊谷市曙町一丁目四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、親と子の絆づくりを胎児期から考え、それを必要とする人たちに
対して、講演会や勉強会または、指導者養成に関する事業を行い、よりよい社会
作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田二十五番二の一部）

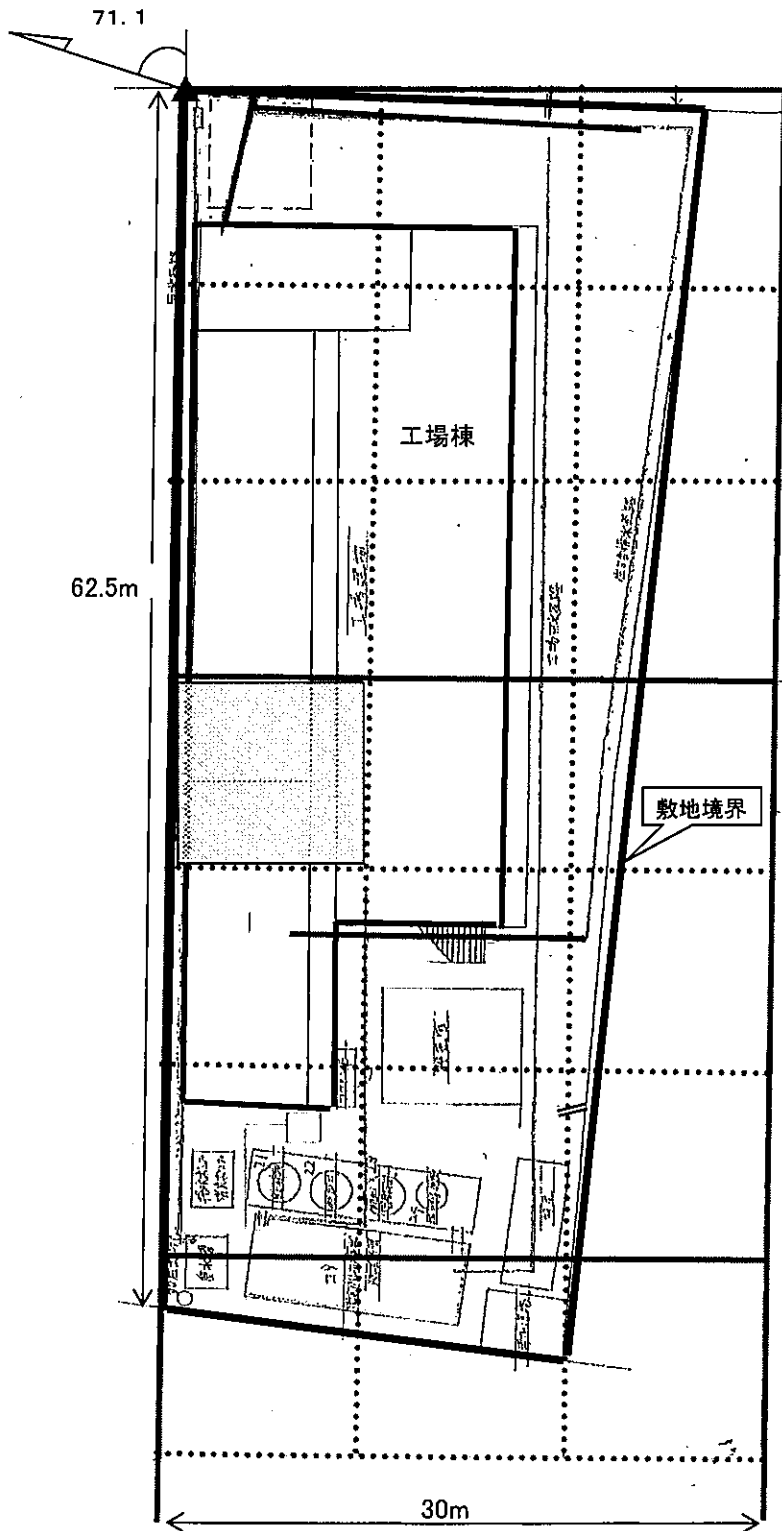
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

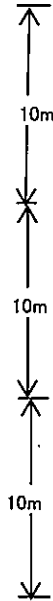
別図



▲ : 基点
起点は埼玉県鶴ヶ島市
五味ヶ谷25-2の最北端
とする

□ : 要措置区

— : 敷地境界



告示

埼玉県告示第九百九十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

株式会社エコ計画

埼玉県さいたま市桜区田島八丁目四番十六号

代表取締役 井上綱隆

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田二五十番五外七筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に規定する焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

イ 産業廃棄物

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及びゴムくず

ロ 特別管理産業廃棄物

感染性産業廃棄物

五 申請年月日

平成二十六年五月三十日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東松山環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで

寄居町生活環境課	午前九時から午後四時三十分まで
小川町環境保全課	午前九時から午後四時三十分まで
東秩父村保健衛生課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

平成二十六年七月十一日から同年八月十一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

平成二十六年七月十一日から同年八月二十五日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（平成二十六年八月二十五日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇 〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三

丁目九番一号）

告示

埼玉県告示第九百九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第二項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

株式会社エコ計画

埼玉県さいたま市桜区田島八丁目四番十六号

代表取締役 井上綱隆

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田二百五十番五外七筆

三 一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物のごみ処理施設（焼却施設）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

イ 一般廃棄物

家庭系及び事業系一般廃棄物、し尿処理汚泥

ロ 特別管理一般廃棄物

感染性一般廃棄物

五 申請年月日

平成二十六年五月三十日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部資源循環推進課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東松山環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
寄居町生活環境課	午前九時から午後四時三十分まで

小川町環境保全課	午前九時から午後四時三十分まで
東秩父村保健衛生課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

平成二十六年七月十一日から同年八月十一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

平成二十六年七月十一日から同年八月二十五日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（平成二十六年八月二十五日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇 〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）

告 示

埼玉県告示第九百九十九号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベシアマートつきのわ店

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二十九番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称
（変更前）ベシアマ薬品なめがわ店
（変更後）ベシアマートつきのわ店

ハ 変更年月日

平成二十六年六月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十六年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十六年七月十一日から平成二十六年十一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年七月十一日から平成二十六年十一月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千一〇号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

妻沼東宝リバーサイドモール

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）東宝不動産株式会社 代表取締役 八馬直佳

（変更前）東宝不動産株式会社 代表取締役 高橋昌治

ハ 変更年月日

平成二十六年五月二十日

ニ 届出年月日

平成二十六年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十六年七月十一日から平成二十六年十一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年七月十一日から平成二十六年十一月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二一号

測量計画機関である志木市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

志木市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

志木市内

四 作業期間

平成二十六年六月九日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十二号

平成二十六年埼玉県告示第七百六十二号で公示した公共測量（東松山市公共基準点の再設）は、平成二十六年六月三十日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四号

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十九号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十五年十二月十三日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第十五号

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十八号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六号

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十七号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七七号

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十六号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千八号

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十五号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九号

平成二十五年埼玉県告示第二百二十四号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十号

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十三号で公示した公共測量（水準基標測量（二級水準点測量）二十六・九キロメートル）は、平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十一号

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十二号で公示した公共測量（水準基標測量）二級水準点測量（二十四・〇キロメートル）は、平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十二号

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十一号で公示した公共測量（水準基標測量（二級水準点測量）二十三・九キロメートル）は、平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十二号

平成二十五年埼玉県告示第千二百二十号で公示した公共測量（水準基標測量（二級水準点測量）六十六・七キロメートル）は、平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十四号

平成二十五年埼玉県告示第千二百十九号で公示した公共測量（数値地形図データ作成 レベル二五〇〇）は、平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十六年七月七日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏 名	建築士の別	登 録 番 号
伊藤 進	二級建築士	埼玉県知事登録第一九七八七号
大澤 修一	二級建築士	埼玉県知事登録第二〇九六六号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二に規定する講習を期限内に受講しなかった。

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>二百九十九号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>飯能市栄町一〇番一地先から同市 栄町一〇番一〇地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年七月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年九月二十四日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六七・六五メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年十月二十一日

指令川建セ第二五〇〇九一〇号

二 検査済証番号

平成二十六年七月四日

川建セ第二六〇〇四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字谷中字谷中後町二百四十四番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字谷中二百二十八番地一

矢部 紀美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年七月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十六年七月 日
指定に係る道路の位置	飯能市笠縫三百六十八 二地先から 三百六十九 八地先まで 飯能市川寺四百九十二 二地先から 四百九十三 二地先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二十九・六 三十六・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇 十・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年七月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

指定番号	第五号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十六年七 月二日
指定に係る道路の位置	飯能市双柳九百五十二地先から 千四十四 三地先まで 飯能市双柳九百四十九 二地先から 九百五十二 八地先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十七・八 十二・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇 六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十六年四月二十四日

指令川建セ第二五 三九一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月八日

川建セ第二六 五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字和泉字柴山一八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目一二番地二 フレンドリーパークつきのわF

棟二 二号

井上茂

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令川建セ第二五〇一〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十六年七月八日

川建セ第二六 五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字飯島新田字中山五八番一、五九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市中奈良二三二五番地七

野口 剛史

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十六年七月十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野 良 明

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十六年七月三日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字西原三百五十一番一、三百五十一番六
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十六・八七五メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル

告 示

埼玉県公営企業告示第四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用ポリ塩化アルミニウム 9,010 トン

（月間最大予定数量 1,579 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱

に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成26年8月1日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成26年8月18日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

平成26年8月1日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 26 年 8 月 18 日 (月) までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 26 年 8 月 19 日 (火) から平成 26 年 8 月 26 日 (火) 午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合 (システム未登録の者に限る)

5 (3) に定める機関に入札書 (別添様式 2) を期限までに提出する (必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること (持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

(機関名) 埼玉県企業局財務課財務第一担当

(電話番号) 048-830-7038 (直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 26 年 8 月 27 日 (水) 午前 10 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 26 年 8 月 1 日 (金) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金

を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Polyaluminium Chloride, 5 water filtration plants, total of 9,010 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2014 to March 31, 2015

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 5:00 p.m. on August 26, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 26, 2014)

(6) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(7) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 846 トン

（月間最大予定数量 166 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成26年8月1日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成26年8月18日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

平成26年8月1日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年8月18日（月）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 26 年 8 月 19 日（火）から平成 26 年 8 月 26 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課財務第一担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 26 年 8 月 27 日（水）午前 10 時 30 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入

札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 26 年 8 月 1 日（金）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 3 water filtration plants, total of 846 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2014 to March 31, 2015

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 5:00 p.m. on August 26, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 26, 2014)

(6) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(7) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用次亜塩素酸ナトリウム 827 トン
（月間最大予定数量 156 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：次亜塩素酸ソーダ」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式 1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成 26 年 8 月 1 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を 3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成 26 年 8 月 18 日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3（3）に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式 6）を提出する。

(2) 受付期限

平成 26 年 8 月 1 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 26 年 8 月 18 日（月）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 26 年 8 月 19 日 (火) から平成 26 年 8 月 26 日 (火) 午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合 (システム未登録の者に限る)

5 (3) に定める機関に入札書 (別添様式 2) を期限までに提出する (必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること (持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

(機関名) 埼玉県企業局財務課財務第一担当

(電話番号) 048-830-7038 (直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 26 年 8 月 27 日 (水) 午前 11 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 26 年 8 月 1 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sodium Hypochlorite, 2 water filtration plants, total of 827 tons

(2) Delivery destinations:

Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2014 to March 31, 2015

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 5:00 p.m. on August 26, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 26, 2014)

(6) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(7) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭） 165 トン
（月間最大予定数量 47 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

（1）提出期限

平成26年8月1日（金）午後5時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、平成26年8月18日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

3（3）に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

（2）受付期限

平成26年8月1日（金）午後5時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年8月18日（月）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 26 年 8 月 19 日（火）から平成 26 年 8 月 26 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課財務第一担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 26 年 8 月 27 日（水）午後 1 時 30 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入

札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 26 年 8 月 1 日（金）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:
Powdered Activated Carbon, 3 water filtration plants, total of 165 tons
- (2) Delivery destinations:
Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants
- (3) Delivery period: From October 1, 2014 to March 31, 2015
(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)
- (4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:
By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014
(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014)
- (5) Deadline for bids:
By electronic bidding system: 5:00 p.m. on August 26, 2014
(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 26, 2014)
- (6) Other Information
Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).
- (7) Contact information:
Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ドライ炭） 121 トン

（月間最大予定数量 41 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式 1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成 26 年 8 月 1 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を 3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成 26 年 8 月 18 日（月）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3（3）に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式 6）を提出する。

(2) 受付期限

平成 26 年 8 月 1 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 26 年 8 月 18 日（月）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 26 年 8 月 19 日（火）から平成 26 年 8 月 26 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課財務第一担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 26 年 8 月 27 日（水）午後 2 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 26 年 8 月 1 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Dry Powdered Activated Carbon, 2 water filtration plants, total of 121 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From October 1, 2014 to March 31, 2015

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 1, 2014)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 5:00 p.m. on August 26, 2014

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on August 26, 2014)

(6) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(7) Contact information:

Waterworks Management Division
Public Enterprise Bureau
Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県選管告示第四十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年七月十五日 午後四時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指
定について

雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十五年度決算の要旨を公告する。

平成二十六年七月十一日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 原 口 和 久

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
							アルペンローゼ	会館				
収 入	負担金	15,963,276	46,526,071		539,260	667,836						
	掛金	15,821,101	26,618,578			649,774						
	施設収入・商品売上						257,018	54,914				
	利息及び配当金	4,656		544,763	1,118	592	4,776	1,035	8,040,358	305	21	
	その他収入	2,737,056			187,858	109,649	2,282	117,541	59,582	516,595	78,343	939
	他経理から繰入金				99,748		40,000					
	前年度支払準備金	2,483,864										
	計	37,009,953	73,144,649	544,763	827,984	1,427,851	304,076	173,490	8,099,940	516,900	78,364	939
支 出	給付	15,843,752										
	役員給与				237,543	48,944	26,638	21,158	35,847	46,802	3,300	
	旅費・事務費				48,571	3,937	3,383	706	6,252	3,554	189	
	商品仕入						8,627	179				
	飲食材料費						59,373					
	委託費				59,141	129,975	82,551	32,961	99,852	16,080	1,525	
	支払利息			544,763					7,281,561	432,293	60,913	933
	連合会払込金	438,168								23,398		
	負担金払込金		46,526,071									
	掛金払込金		26,618,578									
	前期高齢者納付金	7,356,526										
	後期高齢者支援金	6,083,396										
	病床転換支援金											
	老人保健拠出金	192										
	退職者給付拠出金	1,463,273										
	他経理へ繰入金	99,748				40,000						
その他支出	3,977,986			435,254	1,083,686	152,652	109,822	26,906	18,322	7,170	6	
次年度支払準備金	2,452,477											
計	37,715,518	73,144,649	544,763	780,509	1,306,542	333,224	164,826	7,450,418	540,449	73,097	939	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 705,565				47,475	121,309	△ 29,148	8,664	649,522	△ 23,549	5,267	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	5,010,269	4,138,513	713,869	755,373	1,373,864	1,752,141	708,044	30,788,296	1,989,620	18,927	
	固定資産			26,733,860	17,068	1,447	2,222,253	1,110,312	409,818,629	17,337,068	3,188,873	63,590
資産合計		5,010,269	4,138,513	27,447,729	772,441	1,375,311	3,974,394	1,818,356	440,606,925	19,326,688	3,207,800	63,590
負債	流動負債	431,878	4,138,513		30,126	472,322	14,899	3,970	418,223,841	2,197	672	
	固定負債	2,452,477		27,447,729	214,996	75,656	458,502	595,917	28,924	16,883,949	3,140,100	63,590
	負債合計	2,884,355	4,138,513	27,447,729	245,122	547,978	473,401	599,887	418,252,765	16,886,146	3,140,772	63,590
純資産	資本剰余金					981	3,388,376	988,151				
	利益剰余金	2,125,914			527,319	826,352	112,617	230,318	22,354,160	2,440,542	67,028	
	純資産合計	2,125,914			527,319	827,333	3,500,993	1,218,469	22,354,160	2,440,542	67,028	
負債・純資産合計		5,010,269	4,138,513	27,447,729	772,441	1,375,311	3,974,394	1,818,356	440,606,925	19,326,688	3,207,800	63,590